

大阪労働局発表
令和4年8月29日(月)

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 賃金課
(直通電話) 06(6949)6502

9月に「最低賃金周知・支援月間」を実施します

～大阪府最低賃金及び賃金引上げのための支援策の周知・支援に取り組みます～

大阪労働局（局長 木原亜紀生）では、10月1日から大阪府最低賃金額が時間給1,023円（31円引上げ）に改定されることに伴い、9月を「**最低賃金周知・支援月間**」として集中的に大阪府最低賃金及び賃金引上げのための支援策の周知等に取り組みます。

特に、新型コロナウイルス感染症、原材料価格や消費者物価の上昇等の影響による厳しい経済・雇用状況を踏まえ、最低賃金の引上げの影響を最も受ける中小企業・小規模事業者への支援のために業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策の利活用の積極的な勧奨に取り組みます。

<取組事項の概要>

- 1 月間の名称
大阪労働局「令和4年度 最低賃金周知・支援月間」
- 2 実施期間
令和4年9月1日（木）から同年9月30日（金）まで
- 3 具体的な取組
 - ・大阪府最低賃金の改定額の広報・周知
 - ・賃金引上げに向けた助成金等支援策の広報・周知、利活用の勧奨
- 4 添付資料（リーフレット）
 - ・大阪労働局「令和4年度 最低賃金周知・支援月間」実施要綱
 - ・大阪府最低賃金 令和4年10月1日から 時間額1,023円
 - ・大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
 - ・業務改善助成金
 - ・業務改善助成金セミナー



最低賃金制度のマスコット

チェックマン

大阪労働局「令和4年度 最低賃金周知・支援月間」実施要綱

第1 趣旨

令和4年度の大阪府最低賃金は、時間額1,023円（令和3年度から31円の引上げ）に改定され、令和4年10月1日から発効される。

大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による確かな周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症、原材料価格や消費者物価の上昇の影響等を踏まえた中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要である。

このため、大阪労働局（以下「局」という。）において「最低賃金周知・支援月間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金等賃金引上げに向けた支援策についても併せて周知を行い、利活用を勧奨することとする。

なお、以下の実施期間に行う事項については、局労働基準部、雇用環境・均等部、職業安定部及び各労働基準監督署（以下「署」という。）が連携して実施することとする。

第2 実施期間

令和4年9月1日（木）から同年9月30日（金）まで

第3 実施事項

1 局で実施する事項

(1) 労使団体等への協力要請

主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合に向けて改定された最低賃金額及び支援策を周知するとともに、支援策の利活用等の対応が行われるよう、協力要請を行う。

(2) 広報の実施

月間の趣旨等について、記者発表、大阪労働局ホームページ、地方公共団体の広報紙、及び使用者団体のホームページの活用等により、大阪府内で事業を営む使用者及び当該使用者に使用される労働者に対して周知・啓発を行う。

(3) リーフレットの配布

リーフレットを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に送付し、配架を依頼する。

(4) 他機関との連携

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて、局及び署と連携し、業務改善助成金に関する事業場向けの説明会（個別相談も可）を開催する。

2 署で実施する事項

あらゆる機会を通じて、改定された最低賃金額及び支援策の周知を行うとともに、特に改定の影響が大きいと考えられる事業場を中心として、労働時間相談・支援班における支援策の周知及び利活用の勧奨に取り組む。

第4 その他

業務改善助成金に関しては、厚生労働省において、専用リーフレット等の広報媒体が作成・配布されており、「コールセンター」の開設及びYouTube動画の掲載が行われていることから、その活用を図ることとする。

大阪府最低賃金

令和4年10月1日から

時間額 1,023円

使用者も、労働者も、必ず確認。

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金	

最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

大阪府最低賃金について
詳しくは大阪労働局
ホームページを
ご覧ください。



賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



中小企業・小規模事業者の皆さまへ



働き方改革による 魅力ある職場づくり！

労働問題の専門家 **社会保険労務士** が

Zoom、Skype等対応しております

あなたの事業所を「支援」します！

お気軽にご相談ください。人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします！

支援内容

● 来館相談・電話相談

専門家が当センターの相談ブースにてお待ちしております。
予約制はとっておりませんのでご遠慮なくお越しください。
また、お電話でもご相談いただけます。
お気軽に下記のフリーダイヤルにおかけください。

● 専門家派遣

事業者や人事・労務担当者からの申込（裏面参照）により専門家が
直接事業所にお伺いし、働き方改革関連法への対応や人材確保のため
の労務改善などのご相談をお受けし、課題解決のための改善提案
を行います。（希望制）

●訪問回数：原則3回 ●セミナーや相談会も実施しています。

● メール相談

専門家が回答いたします。
いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。

● オンライン相談

オンライン相談に対応します。
下記メールアドレスにてメール受信後、相談用URLを送信します。

場 所：大阪府社会保険労務士会館 5階 地下鉄谷町線「天満橋駅」
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 ②番出口から徒歩5分

連絡先：フリーダイヤル **0120-068-116**

メールアドレス hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時：平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)

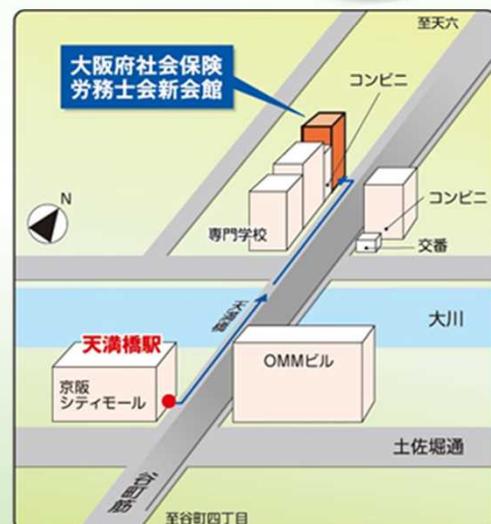
残業を
削減したい...

人手不足を
解消したい...

同一労働同一
賃金に対応
したい...

テレワークを
実施したい...

合理化で最低賃
金引上げに対応
したい...



詳細はWEBで！

簡単にアクセス▶



訪問コンサルティング FAX申込書

FAX番号 06-4800-8177

(お申し込み後、1週間以内にお電話にてご連絡いたします。)

ご相談内容

(該当するものに丸をしてください。その他の場合は、ご相談内容を簡単にご記入ください)

- ・年次有給休暇の付与方法
- ・時間外労働の上限規制への対応
- ・時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援
- ・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消 (同一労働同一賃金)
- ・賃金引上げのための生産性向上の支援
- ・最低賃金引上げへの対応
- ・人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善
- ・その他 ()

訪問希望時期

(例：○年○月○日、○月中旬頃、○週間後 等)

事業所名	フリガナ	電話番号	

所在地	〒	ご担当者名	フリガナ
	---		-----
		(備考)	

働き方改革推進支援センター相談事例

卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。

- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

製造業

同一労働同一賃金への対応に向けた職場環境の改善

- 就業規則と賃金規定を法改正に正しく対応するよう提案。
- 労働時間短縮と生産性向上に向け職場意識の改善を提案。

- 職場環境プロジェクトの発足により社員の意識が高揚し、女性・高齢者にも優しい職場環境に前進中。

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）



さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）



さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

業務改善助成金 オンラインセミナー

参加料
無料

主催：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

日程

① 令和4年9月 6日(火) 10:00~11:30

(申込締め切り日9/3)

② 令和4年9月14日(水) 14:00~15:30

(申込締め切り日9/11)

※各日程とも同じ内容です

内容

「業務改善助成金」は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としており、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

定員

《ZOOM参加》500名

対象

事業主、人事労務担当者等



申込方法

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。

9月6日(火) 10:00~11:30



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-1660100731>

9月14日(水) 14:00~15:30



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-1660100896>

— お問い合わせ —

【内容・申込に関すること】

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局
TEL: 06-4792-8205 E-mail: shien@sr-osaka.jp
平日 午前9時~午後5時30分まで